

～令和2年度放課後児童クラブ入会申込みのご案内～

令和2年4月から入会を希望される人の申込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月2日（月）から子育て・健康推進課で配布します。

現在、放課後児童クラブ(以下「クラブ」)に入会している児童については、各クラブで配布します。

◇中途入会を希望される人は…

【受付期間】入所希望日の2カ月前から2週間前まで

◇夏季休暇期間を希望される人は…

【受付期間】6月末まで

◆申込受付

【期間】令和2年1月6日（月）～20日（月）
8:30～17:00（土日・祝日除く）

- 【場所】(1) 子育て・健康推進課
※家庭の状況（就労先・時間などの内容）や入会児童の状況がわかる人が必ずお越しください。
- (2) 各クラブ
※現在、クラブに入会し、新年度も継続して入会申込みを希望する人は、各クラブでも受け付けます。

◆入会要件

クラブへの入会申込みができる人は以下の①～③のすべてを満たす人です。

- ① 熊野町内の小学校1年生から6年生までの児童
- ② 放課後児童クラブ保護者負担金の滞納がないこと。
- ③ 次にあげる理由により、保護者のいずれもが昼間家庭にいない場合
 - ・保護者の就労・保護者の出産前後（入会期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月間）
 - ・保護者の疾病・同居親族の介護・就労を目的とした職業訓練、学校への就学・障害児者の通学などの付き添いを行っている場合・その他、上記に類する状態として認められるもの

◆審査および入会決定

提出された書類を基に、入会の必要性の高い児童から入会決定をします。
定員を超える申込みがあった場合については、低学年児童から入会を決定します。

☎子育て・健康推進課 ☎820-5637

三重県熊野市と友好都市協定を締結しました

11月1日（金）、三重県熊野市役所において、両市町の友好都市協定調印式が行われ、熊野市民や職員など多くの人が見守る中、河上市長と三村町長が協定書にサインしました。

この友好都市協定は、産業、観光、文化・スポーツ、防災などの幅広い交流と諸施策を連携・協力して展開し、広く国内外に情報を発信することによる両市町のブランド力の向上や地域課題の解消および住民間の相互交流を促進し、両市町の更なる発展と繁栄を図ることを目的としています。

また、熊野町の伝統的工芸品「熊野筆」に熊野市の伝統工芸品「那智黒石」を使用した書筆および化粧筆を調印式の中で披露しました。

☎総務課 ☎820-5601



★連携・協力・交流（例）★

- コラボ商品の製作・商品化
熊野市の伝統工芸品「那智黒石」製の硯、熊野町の伝統的工芸品「熊野筆」とのコラボ商品を販売。「熊野筆」に「那智黒石」を使用したコラボ筆の制作・商品化。
- イベントへの住民の参加および出店
共同での観光物産展への出店やお互いのイベントへの住民の参加および出店。
- 防災・災害時の連携
防災訓練への相互参加および災害時の相互支援。
- 各種交流
住民の多世代交流、文化交流、スポーツ交流。
- 職員の連携
職員の相互派遣研修。



～令和2年度保育所・認定こども園 入所申込みのご案内～

令和2年4月から入所を希望される人の申込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月2日（月）から子育て・健康推進課で配布します。

◆申込受付

【期間】12月23日（月）～令和2年1月10日（金）
8:30～17:00（土日・祝日を除く）

【場所】子育て・健康推進課
※申込時には、家庭状況や入所児童の様子がわかる人がお越しください。

◆入所要件（保育所等に入所できる児童とは）

熊野町に住所を有し、次のいずれかの理由により、保護者のいずれもが昼間家庭で保育できない乳幼児（おおむね生後6カ月以上で小学校就学前まで）で、日々の通園や集団保育が可能な乳幼児
①仕事をしている（居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること）②出産前後（入所期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月間）③保護者の疾病・障がいなど④同居または長期入院などしている親族の介護・看護⑤災害の復旧⑥求職活動（起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3カ月）⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）⑧虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがあること⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している3歳児以上の兄弟がいて継続利用が必要であること⑩その他、上記に類する状態として認められるもの

◆審査および入所決定

・提出された書類をもとに、保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。（先着順ではありません。）
・定員などの理由により、希望の保育所に入所できない場合もあります。
・保護者の就労時間・状況などにより、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の2つに保育時間が分かれます。
※家庭で保育ができないことを証明する書類が必要な対象者としては、同居している者を含めませんが、優先度の決定については、同居している者を含めて決定します。

◆産休・育児休業満了の人の申込み

令和2年4月から令和3年3月までの間に産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の人（年度途中の入所希望者）で、保育所等の入所を希望される人も、この期間の申込手続きが必要です。
※令和2年1月10日以降に出産予定で、令和2年度中に職場復帰予定の人は、出産されてから、お早目にお手続きをお願いします。

令和2年度 町内保育所・認定こども園 案内

	くまの・ みらい保育園	保育所 ひかり学園	くまの 中央保育園	はつかみ こども園	認定こども園 第二聖徳幼稚園	認定こども園 聖徳幼稚園
保育 時間	標準時間	7:30～18:30（最長11時間）				
	短時間	8:30～16:30（最長8時間）				
	一時保育	実施				
	病後児保育	実施				

※認定こども園については、教育認定（幼稚園部分）と保育認定（保育所部分）に分かれます。
教育認定（幼稚園部分）の利用については、直接幼稚園にお問い合わせください。

◆5月以降の随時申込み

令和2年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日（土日・祝日の場合はその翌日）までに、申込みが必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月の1日となります。

※令和2年12月から令和3年3月の入園・転園については、保護者が求職中の場合の申込みは受け付けておりません。

◆マイナンバーについて

保育所入所申し込みの際には、同居者全員のマイナンバー（個人番号）と、申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。忘れずにお持ちください。

☎子育て・健康推進課 ☎820-5637

